

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】令和2年6月18日(2020.6.18)

【公開番号】特開2018-204233(P2018-204233A)

【公開日】平成30年12月27日(2018.12.27)

【年通号数】公開・登録公報2018-050

【出願番号】特願2017-108670(P2017-108670)

【国際特許分類】

E 04 G 3/28 (2006.01)

【F I】

E 04 G 3/28 301 A

【手続補正書】

【提出日】令和2年4月9日(2020.4.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

構造物に被支持物を支持させるための支持装置であつて、

前記支持装置は、前記構造物の少なくとも一部を囲むように構成された囲繞ユニットを備え、

前記囲繞ユニットは、

前記構造物の外面に当接するように配置される複数の当接部材と、

長尺状に形成されて長手方向の両端部がそれぞれ別個の前記当接部材に連結される複数の引張部材と、を含み、

前記複数の当接部材、及び前記複数の引張部材は、交互に連結され、且つ、前記複数の引張部材の各々から前記複数の当接部材の各々に前記長手方向に沿つた引張力が作用することで、前記構造物の少なくとも一部を囲んだ状態で前記構造物に固定されるように構成され、

前記被支持物は、少なくとも一つの前記当接部材によって支持される支持装置。

【請求項2】

前記囲繞ユニットは、交互に連結された前記複数の当接部材及び前記複数の引張部材が前記構造物の全周を囲む

請求項1に記載の支持装置。

【請求項3】

前記構造物は、空中において水平な方向に沿つて突出する突出部を含み、

前記囲繞ユニットは、交互に連結された前記複数の当接部材及び前記複数の引張部材が前記突出部を囲む

請求項1に記載の支持装置。

【請求項4】

前記当接部材は、前記構造物の外面に沿つて延在する第1辺と、前記構造物の外面に沿つて延在し、且つ、前記第1辺と交差する方向に延在する第2辺と、を有する

請求項1～3のいずれか1項に記載の支持装置。

【請求項5】

前記引張部材は、前記長手方向の一端部を構成する第1連結部材と、前記長手方向の他

端部を構成する第2連結部材と、前記第1連結部材及び前記第2連結部材のそれぞれに設けられたネジ部を螺合可能なネジ部を有するターンバックルと、を含む

請求項1～4のいずれか1項に記載の支持装置。

【請求項6】

前記引張部材は、前記引張力を発生させる少なくとも一つのジャッキを含む

請求項1～4のいずれか1項に記載の支持装置。

【請求項7】

前記支持装置は、前記被支持物と前記当接部材とを接続する接続部材をさらに備える

請求項1～6のいずれか1項に記載の支持装置。

【請求項8】

前記被支持物は、前記構造物に取付けられて所定期間経過後に取外される仮設物を含む

請求項1～7のいずれか1項に記載の支持装置。

【請求項9】

前記仮設物は、前記構造物に設けられる昇降装置の支柱を含む

請求項8に記載の支持装置。

【請求項10】

請求項1から7のいずれか一つに記載の支持装置と、

長手方向が鉛直な方向に沿うように配置される少なくとも一つの前記被支持物と、

前記被支持物に昇降可能に設けられる昇降物と、を備え、

前記被支持物は、前記構造物に取付けられて所定期間経過後に取外される仮設物を含み

、
前記仮設物は、前記構造物に設けられる昇降装置の支柱を含む昇降装置。